

芦田川の今後を考える学識懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「芦田川の今後を考える学識懇談会」(以下「懇談会」という。)と称す。

(目的及び設置)

第2条 本懇談会は、「芦田川水系河川整備計画」の策定にあたり、河川法第16条の2 第3項に規定する学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。
2 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。
3 委員の任期は、原則として整備計画が出来るまでとする。

(会議)

第4条 懇談会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、会務を掌理する。
3 委員長に事故あるときは、当該懇談会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 懇談会は、委員長が招集する。
2 懇談会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、中国地方整備局福山河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成17年 1月28日より施行する。

平成18年12月19日より施行する。

(別 紙)

芦田川の今後を考える学識懇談会 委員名簿

氏 名	職 名 (専門分野)
委員長 尾 島 勝	福山大学工学部教授 (河川工学)
委員長 代理 河原 長美	岡山大学大学院環境学研究科教授 (水質)
植田 千佳穂	広島県立歴史博物館学芸課長 兼 草戸千軒町遺跡研究所長 (歴史文化)
関 太 郎	広島大学名誉教授 (植物)
中村 慎吾	比婆科学教育振興会事務局長 (生物(陸域))
難波 憲二	広島大学名誉教授 (生物(水域))
長堀 金造	岡山大学名誉教授 (関係利水)

(敬称略)